

# 懇談申し入れ書

2017年10月4日

千葉大学ユニオン委員長 三宅晶子

平素よりユニオンの活動にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。  
さて、昨年度までの協議に引き続き、下記の諸点に関し、懇談の場を設けて頂きたいと存じます。ご多忙中恐縮でございますが、ご協力のほどお願い致します。

## 1. 5年を超えた非常勤講師・非常勤職員の無期転換への対応

2013年4月施行の改正労働契約法では、有期で5年を超えて働くと無期契約への転換を求めることができる「5年ルール」が定められ、来年2018年4月がその5年目となる。5月11日大学運営会議で「非常勤職員の無期転換への対応方針について（案）」が示され、無期転換後の労働条件に関する就業規則等が今秋をめどに作成されると聞いているが、就業規則の内容と無期転換へのプロセスについて確認したい。

## 2. 育児部分休業を取得した教職員がいる職場への対応

「国立大学法人千葉大学職員の育児休業等に関する規程」では、休業により生じる業務への対応として、「育児休業」と「育児短時間勤務」については代替の職員の採用を認めている（第9条、第9条の11）が、「育児部分休業」（1日30分から2時間の休業）に関しては対応がなされていない。そのため、当該の職場では、まわりの職員の負担が増加する、あるいはそのことを懸念して部分休業取得を躊躇しかねないという状況がある。

この問題を解決するための選択肢として、現在、ユニオンとしては以下の方法を考えている。

- 1) 代替の支援要員を配置できるようにする。そのために、育児休業等に関する規程を改定する。
- 2) 育児部分休業者の減給分の金額を、当該の職場の残業手当として加算し、まわりの職員の負担に対応できるようにする。
- 3) 当該部局の学部長裁量経費として加算し、運用する。
- 4) 両立支援室での支援要員配置制度は現在研究者に限定されているが、附属学校教員にも適用できるようにする。

以上について、協議して改善をはかりたい。

### 3. 技術系職員の昇級・昇格問題

2級の技術系職員については、事務系職員と同じ基準で3級に昇格させてほしいということは、過去にお話した通りである。この件について、昇格が確実に実施されているのか、現状について報告してほしい。

3級から4級の昇格については、部局等によっては、技術系職員の年齢分布とポストの関係で、非常な困難を抱えているところもある。この件については、お互い智恵をしばりながら、現実的な解決策をさぐっていききたい。

### 4. センター試験手当の支給について.

2013年12月25日の団体交渉において、「多くの他の大学では1日約1万円程度のセンター入試手当が支給されており、特殊勤務手当として位置づけられ給与規程の中に明示されている」ことを根拠に、千葉大学でも同様な手当を支給すべきことを申し入れた。勤務日の振り替えができない教員に対して時間外手当が支給される、という措置は、2012年度までは医学系教員に対してしか支給されていなかったが、この交渉の結果、他の部局でも同様な措置がなされることが確約された。しかし、2013～2016年度においては、医学系、理学系以外の部局では、ほとんど支給実績がなかった。この現状から考え、他の勤務日に振り替え可能であった教員に対しても、1日1万円程度の特殊勤務手当としてのセンター入試手当の支給を再度要求する。参考までに、主な大学におけるセンター試験手当の1日当たりの金額は下記の通りである。

東京大学 8,000～11,000円

東京工業大学 7,000～10,000円

京都大学 1科目当たり 2,500円

名古屋大学 9,000円

九州大学 10,000円

群馬大学 10,000円

宇都宮大学 13,000円